

公益社団法人全国市有物件災害共済会営繕積立資産の設定、管理及び処分
に関する規程

平成24年6月18日制定
令和2年1月31日一部改正

(目的)

第1条 公益社団法人全国市有物件災害共済会が保有、管理する会館資産の修繕に係る費用に関し、営繕積立資産を設定する。

(繰入れ)

第2条 毎年度営繕積立資産へ繰り入れる額は、別に定める中長期営繕計画に基づく日本都市センター会館（以下「会館」という。）の修繕に要する額とする。

(管理)

第3条 営繕積立資産の管理は、公益社団法人全国市有物件災害共済会資産運用管理規程によるものとする。

(運用益金の処理)

第4条 営繕積立資産から生じる収益は、当該会計区分に組み入れる。

(処分)

第5条 営繕積立資産は、会館の大規模修繕の財源に充てるものとする。

(取崩し)

第6条 前条の規定にかかわらず、営繕積立資産の目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、営繕積立資産の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。（設立の登記の日 平成24年11月1日）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。